

# 入札心得

(秋田市福祉総務課地域福祉推進室)

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および仕様書その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加及び辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に集合してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなして処理するので、時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、別紙様式の辞退届を入札執行時刻の30分前までに入札執行担当に提出してください。

なお、辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしてはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に案件名等を表示した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。なお、代理人により入札するときは、入札の前に委任状を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入してください。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には、¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められるとき。

(2) 1回目の入札において、参加者が1人であるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
  - (3) 同一の入札について2以上の入札行為をした者の入札
  - (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (5) 同一の入札について自ら入札行為をすると同時に、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
  - (7) 入札者の記名押印のない入札又は金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
  - (8) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札
  - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

- 10 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 11 落札者となるべき同一価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定します。このとき、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

- 12 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数等)

- 13 入札回数は、2回を限度とします。

なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格の間に相当の差があり、入札執行者が随意契約が不適当と判断したときは、指名替えを行うことがあります。

(再度の入札参加)

- 14 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

- 15 落札者は、落札の申し渡しを受けた場合は、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときには、その期間を延長することができます。

(落札無効)

- 16 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(異議の申し立て)

- 17 入札者は、入札後この心得その他入札条件の不知又は当該条件の内容不明を理由に、異議を申し立てることはできません。